

八代市水質検査補助金交付要綱

平成17年8月1日 告示第105号

平成24年6月29日 告示第73号

(目的)

第1条 この告示は、飲用水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行う者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、地下水保全対策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定物質 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表上覧に掲げる事項のうち、補助の対象となるものとして市長が別に定める物質をいう。
- (2) 水質検査 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定により登録を受けた計量証明事業者(以下「検査機関」という。)において地下水等の水質を検査することをいう。
- (3) 飲用水 日常生活において人の飲用に供されている地下水等をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、次に掲げる区域(以下「給水区域等」という。)を除く市内全域とする。ただし、給水区域等内であっても、水道事業、簡易水道事業又は飲料水供給施設事業による水道施設その他これらに類する水道施設(以下「上水道等」という。)の配水管が布設されていない地域は、補助対象地域とみなす。

- (1) 八代市水道事業の設置等に関する条例(平成17年八代市条例第261号)第2条第2項に規定する水道事業の給水区域
- (2) 八代市簡易水道事業給水条例(平成17年八代市条例第265号)第2条に規定する簡易水道の給水区域
- (3) 八代市飲料水供給施設事業給水条例(平成17年八代市条例第266号)第3条に規定する飲料水供給施設の供給区域
- (4) 八代生活環境事務組合給水条例(平成10年八代郡生活環境事務組合条例第4号)第2条に規定する水道事業の給水区域

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象地域内に居住し、一般家庭において飲用水を使用している個人であり、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民基本台帳に記録されている者であって、市税を滞納していないものとする。

(補助の対象)

第5条 補助の対象は、指定物質の水質検査に要した費用とし、補助金の交付は1井戸につき各年度2回を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、指定物質1事項当たり1,000円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、水質検査補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 検査機関が交付する計量証明書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、水質検査補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、水質検査補助金交付請求書(様式第3号)により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、補助決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の八代市水質検査補助金交付要綱(平成16年八代市訓令甲第3号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第7条関係)

水質検査補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 八代市長

住 所 八代市 町
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

水質検査補助金の交付を受けたいので、八代市水質検査補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、住民基本台帳及び課税納税証明を閲覧されることについて同意します。

記

- 1 水質検査項目数 _____ 項目
- 2 補助金交付申請額 金 _____ 円
- 3 添付書類
 - (1) 検査機関が交付する計量証明書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

《市記入欄》

補助対象地域	確認欄
住民基本台帳	確認欄
課税納税証明	確認欄

様式第2号(第8条関係)

水質検査補助金交付決定通知書

八市環保第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

八代市長



年 月 日付けで申請のあった水質検査補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、八代市水質検査補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 交付条件

偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることとする。

様式第3号(第9条関係)

水質検査補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 八代市長

住 所 八代市 町 _____
氏 名 _____ (印)

年 月 日付け八市環保第 号により交付決定がありました水質検査補助金について、八代市水質検査補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 支所
預金種別	1 普通 2 当座	
口座番号	(右づめで記入)	
フリガナ		
口座名義人		